

第 1 2 次大津市交通安全計画の 策定について

令和 8 年度
大津市交通安全対策会議委員会

- 1 計画の位置づけ、振り返り
- 2 大津市交通安全条例の概要
- 3 第12次大津市交通安全計画の策定にかかる方向性について
 - 3-(1) 基本理念（案）
 - 3-(2) 指標の設定（案）
 - 3-(3) 滋賀県と協調していく事項（案）
 - 3-(4) 本市独自に加えていく事項（案）
- 4 第11次大津市交通安全計画の振り返り照会による次期計画に向けた意見（市交通安全対策会議幹事意見）
- 5 今後の取り組み

1 計画の位置づけ、振り返り

1 位置づけ

交通安全対策基本法第26条に規定する「市交通安全計画」

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 第1次計画の目標と達成状況

【目標】年間の重傷者数を「60人以下」にする。

※年間死者数は指標とせず、常にゼロを目指す。

【達成状況】令和7年実績86人

	第11次 計画目標	R3	R4	R5	R6	R7
年間の交通事故重傷者数（人）	60	71	77	103	87	86
（参考）交通事故件数（件）	—	656	605	626	640	618

大津市交通安全計画の位置づけ

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）

交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、公共の福祉の増進に寄与

推進体制

上位計画

本市の関連計画等

国

中央
交通安全対策会議
(内閣府に設置)

<国> 交通安全基本計画【法第22条】（5年毎）
※令和8年3月に策定

滋賀県

滋賀県
交通安全対策会議

<都道府県> 都道府県交通安全計画【法第25条】（5年毎）
※令和8年8月頃に策定予定

大津市

大津市
交通安全対策会議

会長：市長
委員：国、県関係で
市長が委嘱する者、
教育長、消防局長、
関係部長

大津市交通安全計画【法第26条】（5年毎）

・陸上交通の安全に関する総合的長期的施策の大綱

参考

第1次計画	S46～S50	第7次計画	H13～H17
第2次計画	S51～S55	第8次計画	H18～H22
第3次計画	S56～S60	第9次計画	H23～H27
第4次計画	S61～H2	第10次計画	H28～R2
第5次計画	H3～H7	第11次計画	R3～R7
第6次計画	H8～H12	第12次計画	R8～R12

※令和8年度策定予定

交通安全都市宣言（昭和40年）

・交通事故撲滅に万全を期し、本市を「交通安全都市」とすることを宣言

交通安全教育都市宣言（昭和62年）

・市民の交通モラルの高揚と交通安全教育の推進を図るため、各種交通安全啓発事業を実施

大津市総合計画2017（H29～R10）

第2期実行計画（R3～R6）

第3期実行計画（R7～R11）

施策21 安心して暮らせるまちづくりの推進

本市の関連条例

大津市交通安全条例（令和4年4月施行）

大津市交通安全基金条例（令和3年12月施行）

大津市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年）

大津市自転車等の放置防止に関する条例（平成11年）

2 大津市交通安全条例の概要

基本理念 (第3条)

- ・市民等の生命、身体の保護
- ・交通安全要配慮者の安全
- ・市、市民等、事業者、関係機関との相互連携・協力

1 目的 (第1条)

- －市、市民等、事業者等の責務や役割の明確化
- －交通安全の確保に関する施策の基本を定め交通安全施策を総合的かつ計画的に推進
- －交通事故のない安全で安心な地域社会の実現

2 基本的な施策 (第7条～第14条)

- ①道路交通環境の整備等
- ②広報及び啓発
- ③子どもの事故の防止
- ④高齢者の事故の防止
- ⑤自転車による事故の防止
- ⑥交通安全施策の充実に係る情報収集等
- ⑦交通安全の確保に関わる人材の育成等
- ⑧交通事故被害者等に対する支援

3 推進体制 (第15条)

- －交通安全対策会議

4 その他 (第16条～第18条)

- －安全点検期間
- －表彰
- －財政上の措置

3 第12次大津市交通安全計画の 策定にかかる方向性について

3－(1) 基本理念（案）

第12次滋賀県交通安全計画（素案）の基本理念である「**交通事故のない安全・安心な滋賀を目指して**」も踏まえ、前回本市交通安全計画を引継ぎ「**交通事故のない大津を目指して**」を基本理念とする。

交通事故は、被害者やその遺族のみならず、加害者の人生にも重大な影響を与え、社会的、経済的にも大きな損失をもたらすことから、

- ① 人優先の交通安全思想を基本とする
- ② 究極的には交通事故のない社会を実現する

悲惨な死亡事故をなくすため、年間死者数は指標とせず、常にゼロを目指す。

3-(2) 指標の設定(案)

指標：年間重傷者数 **60人以下**（滋賀県 270人以下）

命に危険があったり、後遺障害が残る可能性がある重傷者数とする。

【指標設定について】

交通事故に関連する数値を活用し、滋賀県全体に対する大津市の割合と、滋賀県が第12次交通安全計画において設定する指標を基に算定する。

①	人口 (R8.1.1時点)	%	人口割合で 試算
滋賀県	1,395,819	100.0	270
大津市	343,316	24.6	66.4

【滋賀県全体に対する大津市の割合】

- ①人口 : 24.6% → 66.4人
- ②交通事故重傷者数 : 26.3% → 71.0人
- ③交通事故件数 : 22.2% → 60.0人

②	重傷者数 (R7)	%	人数割合で 試算
滋賀県	327	100.0	270
大津市	86	26.3	71.0

③	交通事故件数 (R7)	%	件数割合で 試算
滋賀県	2,782	100.0	270
大津市	618	22.2	60.0

上記割合により算定した人数及び前計画時の指標を考慮し、第12次計画目標の指標を年間重傷者数60人以下と設定。

3－(3) 滋賀県と協調していく事項（案）

第12次滋賀県交通安全計画 交通安全対策において重視すべき視点	第12次大津市交通安全計画 安全対策において重視すべき視点（案）	
高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策	○	第11次計画の振り返りに基づき年代別において重視すべき対象
子どもの安全確保のための環境整備	○	〃
歩行者の安全確保のための意識変容	○	第11次計画の振り返りに基づき交通手段別において重視すべき対象
自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備	○	〃
特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進		施策レベルでの啓発・広報により対応
生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保	○	第11次計画の振り返りに基づき道路形状別に重視すべき対象
外国人の交通安全対策の推進		施策レベルでの啓発・広報により対応
先進技術の活用推進	○	自動車の先進技術が事故件数減少の一つの要因となっているため
交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	○	交通実態等を踏まえた対策が必要なため
地域が一体となった交通安全対策の推進	○	交通安全対策推進のためには地域の協力が不可欠であるため

3－(4) 本市独自に加えていく事項（案）

大津市交通安全条例に基づく本市独自の視点

1 「歩きスマホ」の禁止（第5条第2項）

チラシ配布や、動画作成、ポスター掲示等の多様な取組を行った前後でも減少が見られないことから、より一層の取組が必要であるため

2 見通しの確保の推進（第7条第3項）

市内で実際に交差点事故が多く発生しており、今後も道路の見通しの確保が交通安全対策の推進につながるため

3 子どもの自転車安全教育の推進（第9条及び11条）

自転車は幼児・児童も容易に利用できる交通手段であるが、運転に必要な技能、知識等を身に付けるための教育の機会が法的に義務付けられていないため

4 第11次大津市交通安全計画の振り返り照会による 次期計画に向けた意見（市交通安全対策会議幹事意見）

項 目	意見の要点
自転車の安全対策の徹底	飲酒運転厳罰化・青切符導入の周知、特定小型原付のルール普及、「自転車安全利用五則」の活用、全世代のヘルメット着用促進。
歩行者事故防止の強化	過去5年の歩行者事故・死亡事故の多発を受けた、歩行者事故防止に向けた啓発活動の強化。
高齢ドライバー対策の推進	運転に不安を感じる高齢者に対する、運転免許証の自主返納を促す制度のさらなる周知と啓発。
駐車規制の見直しと円滑な交通の確保	宅配需要の増加に対応した、貨物集配車両等が一時的に駐車できるようなきめ細かい規制緩和等の見直し。
生活道路の安全対策（速度抑制）	法定速度30km/hの周知、スモースランプ等の物理的デバイスの導入、標示の見直しによる速度抑制。

5 今後の取り組み

- ・ 滋賀県と協調していく事項
- ・ 本市独自に加えていく事項
- ・ 委員及び幹事の意見

この3つの内容を取り入れた第12次大津市交通安全計画の策定を進めていきます。

＜今後の進め方＞

- 1 第12次大津市交通安全計画骨子の策定
- 2 第12次大津市交通安全計画原案の策定
- 3 第12次大津市交通安全計画原案に対するパブリックコメントの実施
- 4 パブリックコメントを反映させた第12次大津市交通安全計画（案）の策定
- 5 第12次大津市交通安全計画の策定